

事務連絡  
令和3年6月7日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長  
関 禎 一 郎

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の  
被扶養者の所得確認の特例について

国家公務員共済組合の組合員に扶養される者（以下「被扶養者」という。）の所得確認については、「組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて（平成19年9月21日財計第1980号）」等により、御対応いただいているところである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に所得が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、「被扶養者の所得の確認における留意点について（令和3年2月18日付け事務連絡）」を发出し、被扶養者の所得の確認における留意点を示すとともに、適切な対応を求めたところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、例年になく対応として、短期集中的にワクチン接種が行われているところであるが、このワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっている。

こうした事情を鑑み、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の所得確認について、臨時の特例的な取扱いを整理している。具体的な取扱いは下記のとおりであるので、貴職におかれては適切に対応されたい。

なお、ワクチン接種業務に従事する医療職以外の方についても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に所得が増加する被扶養者の方が発生しうることから、令和3年2月18日付け事務連絡において示した留意点に沿って、引き続き適切に対応いただきたい。

記

1 特例の趣旨等

各共済組合が、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認の際に、被扶養者の所得を

確認するに当たっては、被扶養者の過去の所得、現時点の所得又は将来の所得の見込みなどから、今後1年間の所得を見込むものとしている。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与所得については、所得確認の際には所得に算定しないこととされたい。

## 2 特例の具体的な取扱い

### (1) 対象者

本特例措置の対象者は、ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）とする。

### (2) 対象となる所得

本特例措置の対象となる所得は、高齢者向けのワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金とする。

また、各共済組合においては、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の所得を確認する際、組合員から、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）から発行された、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による所得額を証する書類（様式1）の添付を求めることとする。なお、今般のワクチン接種の緊要性に鑑み、各共済組合の判断により、当該書類の添付を不要とする取扱いとしても差し支えない。

## 3 留意事項

### (1) ワクチン接種業務による所得増を理由に既に被扶養者から削除した者の取扱い

本年4月以降の被扶養者の所得確認等において、ワクチン接種業務による所得を含めた1年間の所得見込みにより、被扶養者から削除する決定を行った者のうち、ワクチン接種業務による所得を除外した年間所得見込みが130万円未満である等の所得要件を満たし、また、組合員との身分関係等の所得要件以外の被扶養者要件を満たしている者については、組合員からの申し立てにより、当該決定を取消し、遡及して被扶養者として取り扱うこととする。

### (2) 通常の被扶養者の所得確認における取扱い

本特例については、今般のワクチン接種による特別の状況等を踏まえ、被扶養者の所得確認に係る取扱いとして、ワクチン接種業務に従事する医療職を対

象に、臨時特例的かつ限定的に行うものであることから、通常の被扶養者の所得確認には適用されないが、令和3年2月18日付け事務連絡等で示した留意点を踏まえ、適切に対応されたい。

(3) 船員保険法に基づく被扶養者の認定

この取扱いは、船員保険法に規定する被扶養者の認定及び所得の確認においても同様となる。